

平成 23 年度東広島市立 [] 中学校 生徒指導規程

第 1 章 総則

この規程は、東広島市立 [] 中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しを持った指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

なお、 [] 中学校が小学校と一貫校になった場合には、小中合同の規程を新たに作成する。

(目的)

第 1 条 この規程は、東広島市立 [] 中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第 2 章 学校生活に関すること

(登下校)

第 2 条 登下校については、次のことを指導する。自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。

社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

(1) 徒歩通学

歩道のマナーを守り通学路を通る。

(2) 自転車通学

①自転車通学許可範囲は、1.5 km 以上とする。 [] 団地は、徒歩通学とする。

②自転車通学の登録をし、学校の許可を受ける。

③記名したヘルメットを着用し、あご

ひもをしめる。

④通学自転車は、次の条件を満たすものとする。

- ・ ライトが点灯する。
- ・ 反射板が数か所についている。
- ・ 荷台が付いている。(学校指定かばんをゴムなどで縛りつけられるもの)
- ・ 安全なハンドル(ドロップハンドルや変形ハンドルでないもの)である。
- ・ 安全確保の面から、両足が地面に着いたサドルの高さに調整する。

⑤自転車は、自転車置き場の定められた位置に止め鍵をかける。

⑥マナーや交通法規を守る。

⑦ロードスポーツバイク、マウンテンバイク、折りたたみ式バイクなどは安全面より使用しないこと。(乗降しやすいフレームの形であること。)

⑧ノーヘル、2人乗り、改造自転車等、自転車通学許可違反については、特別な指導をする。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第 3 条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

(1) 始業時刻は、8:10(朝読書開始)。

部活動朝練習開始時刻は、7:20。

以下次のように指導する。

8:00 校門通過完了

8:05 教室入室完了

8:10 読書開始

(2) 完全下校時刻は、以下次の通りとする。

4月～9月 → 18:00

10月 → 17:30

11月～1月 → 17:00

2月・3月 → 17:30

- (3) 欠席および遅刻の場合、8:00までに、保護者が欠席・遅刻の理由を学校に連絡する。

また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業教室に行く。

- (4) 早退の場合、事前にわかっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。

- (5) 登校したら、原則校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。

学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。改善が見られない場合、特別な指導を行う。

〈男子生徒〉

短髪を基本とし、横は耳にかからず、後ろ髪は襟にかからないこと。前髪は目にかからずまゆ毛が見えること。

もみあげは伸ばさずに短く整える。

〈女子生徒〉

長い前髪は、ヘアピンで固定する。前髪は目にかからず、まゆげが見えること。

長い後ろ髪（肩にかかる長さ）はゴムで結ぶ。結ぶ場合は耳より下とし、二つか一つにまっすぐ下に結ぶこと。

ヘアピン、ゴムの色は、黒・茶・紺とする。ヘアバンド、華美または不自然な髪

止めは不可とする。

- (1) 不自然な髪型（パーマ、そり込み、一部を極端に伸ばしたり切ったりしない。バランスの取れない髪型等）にしないこと。
- (2) 染色・脱色・着毛・整髪料
脱色、染色、パーマ、カールにしないこと。ストレートパーマも認めない。
- (3) 保健上の都合で上記の規程にできない場合は、保護者を通して担任に届け出て学校の許可を得る。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1) 口紅（色つきや匂いつきリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類をしない。
- (2) マニキュア等の爪や身体への装飾をしない。
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサंगा等の装身具をつけない。
- (4) まゆ毛は剃り落としをふくめ、つつかない。またまつ毛の加工をしない。
- (5) 携帯電話や情報通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、お菓子、装飾品、カッターナイフ・はさみ等危険物、その他学校での学習活動に必要なでないものは、持参しない。

違反があった場合、学校で預かり懇談時に保護者に返す。また特別な指導を行う場合もある。

(持ち物・身なり等)

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校時は、学校が

定める制服（服装）を正しく着用する。休日や忘れ物を取りに来る場合も制服または本校指定体操服を着用する。

ただし、部活動の朝練習および部活動終了後、登下校の服装は体操服または部活動の服装でもよい。

(1) 制服

①夏期男子

ポロシャツ，スラックス。

②夏期女子

ポロシャツ，箱ひだスカート。

指定ベスト着用可

③冬期男子

カッターシャツ，ブレザー，スラックス，ネクタイ（カッターシャツは白，装飾不可。ベルトは黒系統で装飾不可。）

④冬期女子

ブラウス，ボレロ，リボンタイ，箱ひだスカート。ブラウスは白，装飾不可。

⑤制服のボタンは全部留める。

⑥リボン・ネクタイの変形は不可。

⑦服装の移行期間は，6月初旬・10月初旬。（実施時期の詳細は天候等を見て指示する。）

(2) シャツ

①学校指定のシャツまたは，カッターシャツ，ポロシャツを着用し，シャツ出しをしない。

②学校の指定シャツの下には，衛生面，健康面を含めて，必ず下着を着用する。柄物は禁止とし，色は，肌色に近いベージュ，白とする。シャツの下に体操シャツやTシャツを着ない。

(3) スラックス・スカート

①男子生徒のスラックス

ベルトを必ず着用する。腰パン（ズボン）をずらした着こなし）や裾擦り，変形等は禁止とする。

②女子生徒のスカート

指定のスカートを着用する。スカート丈は，膝（膝蓋骨）が隠れる長さとする。

(4) 靴下

靴下は白色とする。スニーカーソックス（くるぶしが出るもの），ルーズソックス，ハイソックス，色柄の入っているものは，禁止とする。（ワンポイントは可能4cm×4cm以内）

(5) 通学靴

①白の運動靴とし，厚底は不可。靴ひもおよびラインは白とする。ワンポイントやラインも不可。

②雨天時や降雪時は，長靴を使用してもよい。

(6) 上履き・体育館シューズ

①学校指定のものを使用する。

②必ず記名し，落書きをしない。

③体育館シューズは体育館のみで使用すること。使用は体育館フロアーのみで通路での使用を禁止する。

(7) 名札

①夏期は，フェルトに名札を縫い付け安全ピンで左胸に付ける。

②冬期は，名札を直接制服の左胸に縫い付ける。

(8) セーター・ベスト・カーディガン

①上着の下にVネックのものを着用してもよい。色は黒・紺・白・灰色・茶系統。制服の丈や袖から，はみ出さない。

②上着を脱いでセーターなどだけで生活することはできない。

③女子の夏期のベストは，学校指定のもので健康面を考慮し着用してもよい。

(9) 手袋・マフラー・帽子

冬期に着用してもよい。色は黒・紺・白・灰色・茶系統で装飾のないものとする。帽子については、白でワンポイント（4cm×4cm以内）のキャップを着用してもよい。

(10) ウインドブレーカー等

冬期には、登下校・部活動に本校指定ウインドブレーカーを着用してもよい。着用の場合ファスナーとボタンを留める。ただし指示がある場合は、校内でも着用可とする。

(11) 体操服等

①ジャージズボンのすそのファスナーをしめる。

②半そでシャツは、必ず裾をズボンに入れる。ズボンには、腰骨より上にあげる。

③体育・部活動の服装は、指定体操服が原則。部活動は白ワンポイントTシャツ可。（ワンポイントは、4cm×4cm以内）

④既定の服装にできない場合は、保護者より担任に申し出て学校の許可を得る。違反があった場合は、特別な指導を行う。

⑤部活動の練習・遠征においてもこの規定に準ずる。ただし特定の部活動特有の練習着を除く。

(12) 持ち物について（学習用具など）

①自分の持ち物には、必ず記名をする。

②カバンは学校指定バッグを使用する。

③カバンに入りきらない場合は、学校指定サブバックを使用する。ただし3年生は現行の物を使用してもよい。

校外での行事においても、学校指定バッグを使用する。

④カバンや筆箱などの学用品に、飾り(キ

ーホルダー・シール等)をつけない。

⑤筆記用具に、飾りがついているものは使用しない。

⑥置き傘はしない。（雨の日の傘は、記名をして所定の場所に置く）

⑦飲み物として、水筒にお茶または水を入れ持参してもよい。水筒の代わりにペットボトルを使用するときには、表面のビニールをはがす。

ペットボトルをゴミとして学校に捨てない。

なお部活動を休日に行う場合や遠征時に限り、顧問が把握したうえで、スポーツドリンクを飲用してもよい。

(校内の生活)

第7条 校内の生活については、次のことを指導する。

(1) 授業

①時間（着席してチャイムを聞く）を守る。

②授業時のあいさつ、返事を大切にし、よい言葉づかいをする。

授業開始の号令は、次のように行う。「黙想（1分）」⇒「起立」⇒「服装を整えましょう」⇒「これから〇〇の授業を始めます」⇒「(ハイ)」⇒「お願いします」⇒「(お願いします)」

先言後礼を行う。

(2) 休憩時間

①校内放送は、静かに聞く。

②特別教室や少人数教室、体育館、他の教室には、勝手に入らない。

③廊下等、安全に配慮して左側を通行する。

④学校の施設や道具、草花や樹木を大切にす

る。

⑤整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)

(3) 保健室の利用

①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。

②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診を勧める。

(4) 給食

①衛生面に注意して給食当番等をする。(手洗いを完全に実施する。)

②当番は学校指定給食着と三角巾を着用しマスクをする。忘れた者は、教室内で配膳を見学する。

③13:05までは、食器返却以外自分の席で過ごす。

④13:15までに、ワゴンを配膳室に返す。

⑤配膳中は給食当番以外は教室内に入らない。

(5) 掃除

①掃除は、学校の環境を整える学習活動の1つとして取り組む。

②時間いっぱい掃除をする。(反省会を含む)

③黙動掃除を行う。(指示は可)

(6) 教育相談

生徒・保護者は相談したいことがある場合、スクールカウンセラーやメンタルアドバイザーを利用できる。

(7) 諸届け

【保護者を通じて学校へ届け出るもの】

①欠席・遅刻をする場合

学校への連絡は、電話で8:00までに保護者が行う。

②事前に早退することがわかっている場合

学校への連絡は、電話、この連携帳等を使って行う。

③学割などの証明書の必要な場合

学校への連絡は、電話、生活ノート等を使って行い、申し込み用紙に記入し、提出する。

【本人が届け出るもの】

①施設や校具、窓ガラスなどを破損した場合。

②所持品や金品を紛失した場合。拾得した場合。

③登校後何らかの理由で早退または校外に出る必要が生じた場合。

(8) 部活動

①部活動には全校生徒が所属し、活動をする。

②各部活動には積極的に参加し、欠席・遅刻・早退などは、活動の開始までに顧問に申し出る。

③部活動での遠征についても、この生徒指導規程に準じて活動する。

④中間テストの前3日間、期末テストの前4日間は、原則部活動は停止する。

(9) その他

①学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。破損については、原則、実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。

②校外で行われる学校の教育活動(部活動の遠征・行事および修学旅行を含む校外活動など)においても、この規程通りとする。

③卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したの

にも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。

本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。同一指導を繰り返す生徒の場合、特別な指導を行う。

(校外の生活)

第8条 校外での心得については、次のことを指導する。

- (1) 外出の場合は、行き先・帰宅時間を家族に伝えておく。
 - (2) 生徒だけで町外に出ない。特別な場合は学校に許可を得る。
 - (3) 夜間は、遊びに行かない。また生徒だけで19:00以後、用のない限り外出をしない。
 - (4) 生徒だけでゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェ・ボーリング場・マンガ喫茶・ビデオ取扱店・映画館等、遊技場（ゲームコーナーも含む）に入店しない。
 - (5) 危険な物や有害な物、特に有害玩具（エアガン等）や刃物類を購入したり使用したりしない。
 - (6) イオンモール高屋店の利用については、生徒だけでフードコートへの出入りはしない。また買い物等用のない限り利用しない。
 - (7) 小学校を含む公共施設は、許可を得てマナーよく使用する。
 - (8) 生徒だけでの外泊や夜間徘徊を禁止する。
- ①保護者は夜間、生徒を外出させないように

する。

- ②保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。

(9) 情報通信機器

本校・本市では、学校への携帯電話の持込を原則禁止している。よって携帯電話については、特別な事情のない限り、保護者に契約しないよう特にお願する。また情報通信機器について保護者は、家庭でのルールづくりや、フィルタリングに努め、子どもの利用状況を把握する。

(10) 酒タバコ類等の購入

保護者は、酒タバコ類を生徒に購入させないようにする。

(11) 危険箇所への立入り

保護者は、立入り禁止箇所や池等に生徒を立入らせない。

(12) 交通違反

保護者は、生徒が道路交通法に違反しないよう指導する。

(13) 虐待やネグレクト（育児放棄）

保護者に虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、生徒が校内および校外で問題行動を起こした場合には反省させ、よりよい学校生活を送るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動に対し、教育上必要と認め

られる場合は、特別な指導を行う。指導にあたっては、発達段階や常習性を配慮する。

本校の定める指導段階は次の通りとする。

第1段階 本人への説諭，事実・反省・宣誓の文章の作成および保護者への連絡

第2段階 第1段階の指導を踏まえた保護者との面談（場合によっては保護者引き取り）

第3段階 第2段階までの指導を踏まえた学校からの懲戒（校内反省個別指導）

段階指導の途中で問題行動を起こした場合は、その段階の次の段階の指導を行う。なお4カ月以上問題行動がなく努力が見られた場合には、段階指導を1段階下げる。

(1) 学校の規則等に違反する行為Ⅰ

次の行為があった場合、第1段階以上の指導を行う。

- ①服装規程違反が繰り返される場合
- ②授業中の態度に問題がある場合
- ③不要物を持ち込んだ場合
- ④人としてマナーに反する言動を行った場合
- ⑤道路交通法違反および通学違反をした場合
- ⑥いじめに関係している場合
- ⑦その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(2) 学校の規則等に違反する行為Ⅱ

次の行為があった場合、第2段階以上の指導を行う。

- ①第1段階の指導で改善ができない場合
- ②不要物持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用

した場合（携帯電話を含む）

- ③携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷したり不正な利用をした場合
- ④登校後の無断外出・早退
- ⑤試験における不正行為（テスト等のカンニング）
- ⑥個人間物品売買
- ⑦道路交通法違反のうち程度の重いもの
- ⑧その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(3) 学校の規則等に違反する行為Ⅲ

次の行為があった場合、第3段階の指導や諸機関との連携を行う。

- ①第2段階の指導で改善が見られない場合
- ②暴力行為（対教師，生徒間，対人，器物破損，物に当たる）
- ③飲酒・喫煙及び準備行為（購入，所持）
- ④いじめに加わっている場合
- ⑤指導に従わない場合（指導無視，暴言）
- ⑥家出及び深夜徘徊
- ⑦金品強要
- ⑧無断アルバイト
- ⑨暴走族等、^(イ)集集団等への加入及び参加
- ⑩不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑪その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
- ⑫その他、法令・法規に違反する行為

(4) 再授業

授業が問題行動の指導で15分以上中断した場合、該当学級に対して放課後に再授業を行う。

(反省指導等)

第10条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。期間は、概ね1日から5日間とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(1) 学校反省指導

第3段階は(2)の指導、およびいずれかを合わせて行う。

授業中の態度などに課題がある場合は、第1、第2段階においても(2) ②授業改善ファイルによる個別反省指導を行うことがある。

(2) 方法

①別室による個別反省指導

別室で反省や教科学習を行う。

②授業改善ファイルによる個別反省指導

授業中および家庭での過ごし方を日誌につけ、学校、保護者が連携をもつ。

③教育相談と反省指導を複合した指導

スクールカウンセラー、メンタルアドバイザー、スクールガードリーダー等との教育相談と個別反省指導を並行して行う。

④保護者参観による授業観察指導

改善が見られない生徒には、該当生徒の保護者を含めPTAによる授業観察を行う。

(反省指導の実施)

第11条 反省指導の実施は、原則として学校内反省とする。

- (1) 反省指導期間中にある定期テスト等は別室で受験する。
- (2) 反省指導期間中にある学校行事や部活動および部活動の公式大会へは、原則不参加とする。

(特別な指導を実施するにあたって)

第12条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。またこの機会に学力の補充を行う。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、指導を繰り返す場合は、市教委・警察・児童相談所などの諸機関と連携をとる。
- (5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。（目安となる日数を第10条に明記）また、生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第13条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで、直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問を行う。

(規程の施行)

この規程は、平成23年4月6日より施行する。